

地方独立行政法人りんくう総合医療センター
平成 29 事業年度に係る業務の実績に関する評価結果
(案)

平成 30 年 月

泉佐野市

目 次

ページ数

1 年度評価の方法

2 全体評価

- (1) 評価結果と判断理由
- (2) 全体評価にあたって考慮した事項

3 大項目評価

3-1 住民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

- (1) 評価結果と判断理由
- (2) 大項目評価にあたって考慮した事項
- (3) 評価にあたっての意見、指摘等

3-2 業務運営の改善及び効率化に関する事項

- (1) 評価結果と判断理由
- (2) 大項目評価にあたって考慮した事項
- (3) 評価にあたっての意見、指摘等

3-3 財務内容の改善に関する事項

- (1) 評価結果と判断理由
- (2) 大項目評価にあたって考慮した事項
- (3) 評価にあたっての意見、指摘等

3-4 その他業務運営に関する重要事項

- (1) 評価結果と判断理由
- (2) 大項目評価にあたって考慮した事項
- (3) 評価にあたっての意見、指摘等

1 年度評価の方法

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 28 条第 1 項の規定に基づき、地方独立行政法人りんくう総合医療センター（以下「法人」という。）の平成 29 事業年度の業務の実績に関する評価を、地方独立行政法人りんくう総合医療センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見等を踏まえて、次のとおり行った。

1 評価の基本方針

中期目標及び中期計画の達成状況等を踏まえ、法人の業務運営等について多面的な観点から総合的に評価を行い、法人の継続的な質的向上に資するものとし、業務運営の改善や効率化等の特色ある取組や様々な工夫を積極的に評価するものとする。また、評価を通じて、中期目標及び中期計画の達成に向けた取組状況等を市民にわかりやすく示すものとする。

2 評価の方法

評価は、「項目別評価」（小項目評価及び大項目評価）と「全体評価」により行う。

「項目別評価」では、法人の小項目ごとの自己評価をもとに、実施状況等の事実確認、法人のヒアリング等を通じて、年度計画に照らし合わせて進捗状況を確認するとともに、法人の自己評価の妥当性の検証、評価を行う。

「全体評価」では、「項目別評価」の結果等を踏まえつつ、また、法人化を契機とした病院改革の取組みなども考慮しながら、中期計画等の進捗状況について総合的な評価を行う。

なお、上記 1 評価の基本方針及び 2 評価の方法については、平成 23 年 8 月 31 日評価委員会決定した「地方独立行政法人りんくう総合医療センターに対する評価の基本方針」及び「地方独立行政法人りんくう総合医療センターの年度評価実施要領」を踏襲したものである。